

国立大学法人東京医科歯科大学学長解任に関する細則

〔平成 27 年 1 月 22 日〕
学長選考会議議長制定

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）（以下「国大法」という。）第 17 条第 5 項の規定に基づく国立大学法人東京医科歯科大学学長の解任の申出に関し必要な事項を定めるものとする。

（解任の事由）

第 2 条 学長選考・監察会議は、国大法第 17 条第 2 項又は第 3 項に該当すると認められるときは、文部科学大臣に解任の申出をすることができる。

（解任の申出）

第 3 条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに学長の解任の申出について審議しなければならない。

- (1) 学長選考・監察会議委員の過半数の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。
- (2) 学長を除く経営協議会委員の 2 分の 1 以上の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。
- (3) 学長を除く教育研究評議会評議員の 3 分の 2 以上の連署をもって学長選考・監察会議の議長に審査請求があったとき。

2 学長選考・監察会議は、学長の解任の申出の審査に当たっては、学長に意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長選考・監察会議は、文部科学大臣への学長の解任の申出に当たっては、学長に理由を明らかにするものとする。

（議決）

第 4 条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって、学長の解任の申出を決定する。

（解任申し出の制限）

第 5 条 前条の規定により学長解任の申出が否決された場合、当該学長の任期期間中に同一理由で再び第 3 条第 1 項各号に規定する審査請求を行うことはできないものとする。

（雑則）

第 6 条 この細則に定めるもののほか、学長の解任の申出に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附 則

この細則は平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日制定）

この細則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。